

新宿区教育委員会会議録

令和元年第9回定例会

令和元年9月6日

新宿区教育委員会

令和元年第9回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和元年9月6日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時05分

場 所 新宿区教育センター5階大研修室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	菊 田 史 子
委 員	今 野 雅 裕	委 員	古 笛 恵 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	星 野 洋

説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 次 長	村 上 道 明	中 央 図 書 館 長	佐 藤 之 哉
教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之	教 育 指 導 課 長	長 田 和 義
教 育 支 援 課 長	内 野 桂 子	学 校 運 営 課 長	菊 島 茂 雄
統 括 指 導 主 事	坂 元 竜 二	主 任 指 導 主 事	小 林 力
統 括 指 導 主 事	波 多 江 誠		

書記

教 育 調 整 課 主 査	平 明 生	教 育 調 整 課 係 長	勝 山 雄 太
---------------	-------	---------------	---------

議事日程

議案

日程第1 第51号議案 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日程第2 第52号議案 令和2年度 新宿区立幼稚園の学級編制方針について

報告

- 1 平成30年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について（教育指導課長）
- 2 小学校夏季施設での事故報告について（教育支援課長）
- 3 平成30（2018）年度新宿区立図書館サービス計画の評価（案）について（中央図書館長）
- 4 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和元年新宿区教育委員会第9回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、菊田職務代理者をお願いいたします。

○菊田委員 承知しました。

◎ 第51号議案 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第52号議案 令和2年度 新宿区立幼稚園の学級編制方針について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第51号議案 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第2 第52号議案 令和2年度 新宿区立幼稚園の学級編制方針について」を議題とします。

本日の進行につきましては、まず日程第1、第51号議案及び日程第2、第52号議案の説明を受け、審議した後、報告1から報告3の報告を受け、質疑を行うものとします。

それでは、第51号議案及び第52号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第51号議案について御説明いたします。

お手元の議案概要をごらんください。

第51号議案、新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてでございます。

本件につきましては、第9回教育委員会臨時会にて付議させていただきました新宿区立幼稚園条例の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、新宿区立幼稚園条例の改正に伴い、入園料に関する規定が削除されたため、本規則における引用条項を削除するものでございます。

それでは、議案の中の新旧対照表をごらんください。

個人番号、いわゆるマイナンバーでございますが、これを利用できる事務を規定している第3条の中に第3号といたしまして、新宿区立幼稚園条例の第7条の規定による入園料の算定及び条例第9条の規定による入園料の減免に関する事務が定められておりますが、今回の

幼児教育・保育の無償化に伴いまして入園料が無償となることから、本規則におけるこの第3号の規定を削除するものでございます。また、第3号の削除に伴いまして、それ以降の第4号から第6号までをそれぞれ1号ずつ繰り上げる規定の整備を行うものでございます。

なお、本議案には特記事項を付してありまして、第9回教育委員会臨時会で付議させていただいた新宿区立幼稚園条例の改正が第3回区議会定例会で原案どおり可決された場合に改正するといった内容となっております。

附則ですが、施行期日は令和元年10月1日でございます。

第51号議案の提案理由です。

新宿区立幼稚園条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、第52号議案 令和2年度 新宿区立幼稚園の学級編制方針について御説明いたします。

議案書をおめくりいただきまして、学級編制方針をごらんください。

まず1の学級定員についてです。

各幼稚園の学級定員は、3歳児が20名、4歳、5歳児がそれぞれ30名となっております。

2の学級編制についてですが、まず3歳児の募集につきましては、募集園数は14園14学級で、募集人数は定員数と同様の20名です。

また、③のところで、入園を希望する園に兄または姉がいる幼児につきましては、一般入園希望者に優先して入園ができるという規定になっております。

そして、④では、募集人数を超える応募があった場合に抽せんを行うということ、落選した場合の補欠登録、そして、その抹消に関することを規定したのとなっております。

⑤では、補欠登録した者の入園について、⑥は応募者が8名未満の場合の学級編制について、それぞれ規定した内容となっております。

次に、(2)の4歳児の募集についてです。

募集園数は、3歳児と同じく14園14学級、募集人数につきましては、定員から進級児を除いた人数としています。

③では、3歳児の入園の際に補欠登録となった者については、一般入園希望者に優先して入園することができるという第一優先枠を規定しております。

裏面に移りまして、④では、兄または姉がいる場合は、その幼児を一般入園希望者に優先して入園するという第二優先枠の規定になっております。この第二優先枠のほうは、先ほど申し上げた第一優先枠の方がいる場合には、第一優先枠の方からの順番となるものです。な

お、兄弟姉妹の優先枠におさまらない申請者が一人でもいた場合には、全員について抽せんし、順位を決定するといった内容となっております。

⑤につきましては、応募者が募集人数を超える場合には、優先を受ける者を除いて抽せんとして、補欠登録及びその抹消についての規定となっております。

⑥は、補欠登録者の入園に関する規定でございます。

次の5歳児の募集ですが、募集園数、募集人数については3歳児と同様です。

また、③の募集人数を超えた場合の抽せん及び補欠登録を行うという規定、並びに④の補欠登録の入園に関する規定につきましても、4歳児と同内容となっております。

続きまして、(4)のその他ですが、①では、休園中の園は募集しないこと、②では、入園承認書の発行日、確定日と呼んでおりますが、こちらは令和2年1月15日とすること、また、③では、今後、学級編制方針の改正が必要と認められる状態が生じた場合は、検討を行うことをそれぞれ規定したものでございます。

そして、④では、進級児の考え方として、令和元年10月15日を基準日とし、当該園に在園して進級を希望する者とすること、⑤では、進級児は募集によらず次の学年に在園する旨を規定したものととなっております。

第52号議案の提案理由ですが、令和2年度の新宿区立幼稚園の園児募集に当たり、令和2年度の学級編制方針を定める必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

それでは、第51号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、質疑を終了させていただきます。

第51号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第51号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第52号議案について、御意見、御質問がある方はお願いいたします。

○羽原委員 補欠から、補欠になった人、これも順位がずっと続いているわけですか。補欠になった人たちに収入要件などの条件がついているから、補填するとき順次埋めていくのか。それとも補欠に登録したから、そういったことは関係なく補欠になった登録の順番で上がった

ていくのか。つまり、その内容的なものが踏まえられているのか、あるいは単なる順番だけなのかということです。

○**学校運営課長** 補欠の考え方ですけれども、まず今回の募集、昨年の募集のときに3歳児で抽せんに漏れてしまった方については、抽せんの順位によって、1年待った方の順位が決まります。ですから、優先1番、2番と決まったものについては、お待ちいただいている限りは、今年の4歳児の進級時に1番で入園できるといった状況になっています。

その順位の補欠で1年待った方の最終番の次に兄弟枠、兄弟優先で入る枠がついてくるといったような形で、収入要件ですとか世帯要件、そういったものは一切その中には考慮されていない状況です。

今の補欠の順位の考え方なんですけれども、いっぺんに補欠が出た場合は抽せんで優先順位が決まってきます。ですので、3人いらっしゃる場合は、引いた補欠の順位で来年度の入園まで待っていただければ、その補充が全てできるという形になります。

○**羽原委員** では、幼稚園の場合は、生活状況とか、そういったチェックは元々ないということですね。

○**学校運営課長** 入園に際して世帯の状況ですとか、そういったものの考慮、配慮というのは、兄弟姉妹を除いてはないということになります。

○**羽原委員** 保育園とはちょっと扱いが異なっているわけですね。

○**学校運営課長** おっしゃるとおりです。

○**羽原委員** わかりました。

○**教育長** ほかに御質問等ありますでしょうか。

○**今野委員** 各3、4、5歳児とも14園14学級で実施をするということですね。

それで、人数が多かったときには待っているということですが、すごく多かった場合には、例えばいろいろな事情で3歳児が特に多かったと、8名未満では学級編制は行わないんですけれども、逆に大きくなった場合に学級数を増やすというようなことはするのかわりか。最後の(4)の③では、一般的にそのような必要があれば、と書いてはあるんですけども、制度的にどうなのかなと思いますのと、今まで推計をしている中では、今年は少なくともそういうような状況はなさそうだというふうに判断しているのかわりか。そのあたりをちょっとお伺いできれば。

○**学校運営課長** まず、委員御指摘の3歳児、4歳児、5歳児それぞれの学級数の編制の考え方でございますけれども、やはりそのニーズと照らし合わせて、規模を決めさせていただ

ているところでございますが、現在までのところ、定員を大幅に上回り、学級数を増やさなければならぬ状況は見られないところでございます。

3歳児につきましても、今年度につきましても、全ての園が定員を埋めている状況ではございませんし、4歳児、5歳児に至っては、かなり募集をかけても、新規で4歳児から、あるいは5歳児から入ってくるという方も余りいない状況がございます。

また、今後の、学級の増減の考え方についてのその他の規定でございますけれども、幼児教育・保育の無償化が10月から行われるということで、これからの保育サービス、また区立・私立幼稚園の提供するサービスが変わってきます。そういった中で、区立の幼稚園がどういった人数を得て希望者の方が増えるのか減るのか、そういったところは、10月以降もきちんと注視していかなければならないと考えておりますので、10月にスタートするこの制度の中で、まずは11月からスタートする園児募集、そのあたりの状況も、皆様に速報値などをお伝えしながら検討を進めていきたいと考えております。

○教育長 よろしいでしょうか。

○菊田委員 それに関連して、私は自分の子どもを私立に入れようか公立に入れようか迷って、それでいろいろ見た結果、区立幼稚園の教育がすばらしいと思って、区立幼稚園に入園させた経緯があります。これからは多分、保護者の皆様は私立と区立を選びやすくなり、区立幼稚園は私立と教育の内容で競っていかなければならないということになりますので、どういう教育をしているかということをごひ保護者にわかりやすく、積極的に周知をさせていただきたいと思ひます。

そして、今、保護者の皆様はほとんどインターネットで、しかもスマホで園の情報をごらんになりますので、そこを意識した宣伝展開をなさってくださいといいかと思ひます。

○教育長 いかかでしょうか。

○学校運営課長 ただ今、職務代理者に御指摘いただきましたとおり、今後、保育料の無償化の動きの中で、家庭の収入などによらずに、実際にその園が提供する教育の内容について選択ができるようになっていくことが予定されておりますので、そういった中で区立の良さについては、電子デバイスですとか、そういった部分も含めてPRをしていく必要があると思ひておりますので、今後、そちらについても力を入れていきたいと考えております。

○教育長 他にはよろしいでしょうか。

○羽原委員 保育園のほうは、待機児童がまだあるわけでしょう。待機児童を抱える共働きのよな家庭、こういうところと幼稚園とのリンクみたいなものは、なかなかできないもので

すかね。

つまり、待機児童がいるのに、新宿区の場合、幼稚園がまだまだ入れる余地があるという実態の中で、同じような子どもの施設としては、制度は別なんでしょうけれども、ちょっともったいないな、という感じがするんですけどもね。

○**学校運営課長** この間、子ども・子育て支援新制度の中では、幼稚園に保育機能を求める、持たせるという、保育のニーズに幼稚園も含めて応えていくというような形をとっております。ただ、新宿区の場合は、保育ニーズに対しては保育園できちんと応えていくということで、この間、保育園の整備について相当に力を入れて進めてきております。

その関係で、今年度につきましては待機児は2名ということで、またその2名の方につきましても条件が厳しく、空きの保育園があるんだけども待機という形をとっていると聞いておりますので、そういった意味では、保育ニーズに対しては子ども家庭部のほうでしっかりと対応しているものと考えております。

一方で、幼稚園につきましては、その特性ですとか、私立・公立の独特な教育の部分といったものを見ていただいて御利用いただくということを趣旨にしておりますので、そういった形での棲み分けによって、幼稚園もまた選択肢としては提供ができているものと考えております。

○**羽原委員** 今、待機児童は2名ですか。随分減りましたね。

○**教育長** ほかに御質問はよろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** なければお諮りします。

第52号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○**教育長** 第52号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

-
- ◆ **報告 1** 平成30年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について
 - ◆ **報告 2** 小学校夏季施設での事故報告について
 - ◆ **報告 3** 平成30（2018）年度新宿区立図書館サービス計画の評価（案）について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1から報告3について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、平成30年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく個人情報の本人外収集及び外部提供について、御報告いたします。

本制度は、児童・生徒の健全育成のために、子どもたちの非行等の問題行動の防止と安全確保のために学校と警察がそれぞれの役割を果たし、連携して効果的な対応を行うために、平成17年6月に警視庁と新宿区教育委員会との間で締結されたものでございます。

本日は、平成30年度における運用状況について御報告させていただきます。

なお、恐れ入りますが、個人情報保護の観点から、詳細な説明については行うことができないことを御理解くださいますようお願いいたします。

それでは、資料をごらんください。

警察から学校への個人情報の提供があった本人外収集について御報告いたします。

指導上、連絡が必要と認められ、警察から学校へ連絡した案件1件です。

区内量販店において、生徒1名がイヤホンを窃取したものです。生徒が乗っていた自転車が他人名義だったこともあり、保護者の了解を得て、警察から学校に伝えたものです。

この件について、警察、学校で家庭、本人に指導いたしました。以降、大きな問題行動はございません。

続いて、学校から警察への個人情報を提供した外部提供について御報告いたします。

こちらは、該当する案件は6件です。学校が警察へ連絡することが必要と判断したものとなります。

それでは、1についての概要です。

児童保護者から、自宅から金銭を持ち出していることの連絡を受け、保護者の了解のもと警察へ情報提供を行い相談したものとなります。その後、継続的に学校及び警察から指導して、以後、その行為については収束しているというところの報告を受けております。

続いて、2の概要についてです。

校内における生徒間の暴力行為について、保護者が警察に相談したもので、学校から警察へ連絡することが必要と判断し、保護者の了解をとり、学校が事案の概要を警察に伝えたものです。その後、学校の指導、警察からの指導もあり、生徒は落ちついた生活となりました。

続いて、3の概要についてです。

保護者が警察に子どもが不審者に遭ったとの情報提供があり、学校は警察から児童の確認を受けたものです。学校は、保護者の了解をとり、氏名等を警察に伝えました。その後、防犯カメラ等も確認しましたが、不審者は確認されませんでした。再度、警察は保護者と面談したところ、今回の不審者情報は虚偽の情報提供であったことが判明しております。

続いて、4の概要です。

複数の児童が、60代と思われる男性から執拗に声をかけられ、紙に名前を書くよう迫られました。結果、声をかけられた複数の児童が記名をしてしまい、その後、名前を呼ばれて呼びとめられるようになりました。学校は、児童が犯罪に巻き込まれたり被害者になったりすることを防ぐため警察の協力が必要と判断し、保護者に了解をとり、学校が事案の概要を警察に伝えたものです。その後、警察から各家庭に連絡があり、状況の確認がありました。その後、同様の事案は発生しておりません。

続いて、5の概要です。

自転車の窃取にかかわるもので、学校内の組織だけでは解決が難しく警察の対応が必要な問題行動の事案と判断し、保護者に了解をとり、警察に連絡したものです。その後、学校の指導や警察の指導もあり、同様の問題行動は発生しておりません。

最後に、6の概要です。

児童2名が下校途中に学校名と名前を聞かれ、写真撮影を迫られたことに対する安全対策の依頼についてのものです。校長が児童の安全を考慮し、警察へ連絡することが必要と判断し、保護者に了解をとり、警察に連絡しました。その後、登下校時の周辺パトロールを強化してもらい、同様の事案は発生しておりません。

事案の概要につきましては、以上となります。

以上で報告を終わります。

○教育支援課長 それでは、小学校夏季施設での事故報告について御説明をさせていただきます。

女神湖高原学園で実施しております小学校5年生の夏季施設において、カビが付着したパンを配膳し、一部の児童が摂食する事故が発生しましたので、事故の内容及び再発防止に向けた取組について御報告をさせていただきます。

事故の概要です。

発生日は、令和元年8月3日土曜日です。該当は、8月1日から2泊3日の行程で行って

いる学校となりまして、戸塚第一小学校、参加児童62名、淀橋第四小学校、参加児童42名です。

事故の経緯といたしましては、朝食時に配膳されたバターロールの裏側にカビのような青い点が付着しているという教員の指摘を受け、至急、配膳されたパンを回収しました。その時点で一部の児童及び教員が既にパンを摂食していました。朝食につきましては御飯を炊いておりましたので、急遽、米食で対応させていただきました。

児童等の健康被害についてです。

朝食後、特にパンを摂食したことに起因すると思われる不調は確認できなかったため、両校は予定どおり施設を出発し、計画していたプログラムを実施してバスで各学校に帰着しました。

事故発生後、指定管理事業者が諏訪中央病院及び事業者の管理栄養士に健康被害について確認したところ、一般的に青カビが付着したパンを食べたことにより、下痢、吐き気、腹痛、嘔吐などの体調不良を起こす可能性はほとんどないと思われるが、絶対に大丈夫ということではないので、食後1時間から半日くらいの経過を見る必要があるという内容を確認しましたので、両校長にお伝えをさせていただきました。

その後、保護者から児童の体調不良についての連絡は、特にいただいておりません。

保護者への対応につきましては、事故が発生した当日、8月3日の正午過ぎに、参加学年の保護者宛てに一斉メールで、両校長から事故の発生及び児童の体調について留意をしていただきたい旨を配信させていただきました。また、バスが学校に帰着した際に、迎えに来訪した保護者に対して、教育委員会事務局職員が事故の発生の説明及びお詫びをお伝えさせていただきました。

土日で状況を確認いたしまして、週が明けた月曜日、8月5日に参加学年の保護者宛てに一斉メールで、教育委員会事務局から事故の発生の詳細及び再発防止に向けた取組の説明をさせていただき、多大なる御迷惑、御心配をおかけしたことのお詫びを申し上げました。

裏面をおめくりいただきまして、その後、パンの製造事業者から、8月17日付けでの報告がありましたので、その内容を踏まえて、再度8月21日水曜日に参加学年の保護者宛てに一斉メールで、教育委員会事務局からパンの製造事業者におけるパンの調査結果について説明をし、改めて御迷惑をおかけしたことのお詫びをお伝えさせていただきました。

カビの付着状況につきましては、まず配膳した個数が242個、児童、教員が食べた個数としては31個です。回収をさせていただいたパンと、おかわり用に用意していたパンを合わせ

まして、332個のカビの発生状況を確認したところ、そのうち75個で青カビの付着を確認しました。

カビの付着原因につきましては、施設で提供するパンにつきましては、仕入れ業者を通して製造事業者から調達をしており、当該カビが付着したパンの消費期限は、8月3日及び8月4日となっている製品でございます。ちなみに、製造日につきましては、7月29日製造のものと7月31日製造のものになっております。なお、消費期限の設定につきましては、5月から10月までの期間は30度以下での保管状態で、安全性が確保される条件になっております。

このたび、カビが付着した原因につきましては、パンの製造事業者、山崎製パンになりますけれども、こちらのほうから調査した結果、当該事業者から以下の内容の報告を受けております。

当該製品の包装作業の途中で包装紙の交換作業を行い、製品の一部を専用の容器へ一時的に取り置いたことを確認いたしました。このたびの発生原因といたしましては、包装担当者が包装紙交換等において製品以外のものに触れた後、手指殺菌が不十分のまま一部取り置きした製品に触れたため、当該製品が汚染され、時間の経過とともにカビの発生につながったものと推察いたしますという報告を受けております。

文面だとわかりづらいんですけども、パンの製造ラインにおいて、1分間に200個ほどのパンが流れてきまして、包装紙の交換作業を行っている間もパンの製造ラインはストップをせずに稼働しておりますので、包装紙の交換作業中に流れてきたパンを一部取り置きしまして、包装紙の交換作業が終わった後に、またラインに戻すという作業があります。そのときの手袋の殺菌が不十分だったという内容をパンの製造事業者が認めております。

続いて、6番の施設における再発防止に向けた取組です。

今後の再発防止に向けて、施設においては以下の事項を徹底したいと考えております。

まず、今回の事故につきましては、パンの製造の問題があったにせよ、確認が徹底していれば防げたものだと思いますので、まず配膳前における確認の徹底を重視したいと思っております。パンを袋からパン箱に取り出す際に、一つ一つ丁寧にカビやその他異常の有無を確認するとともに、配膳時、お皿に盛る際にも一つ一つ異常がないか確認することで、二重のチェック体制をとるよう徹底いたします。

2点目といたしましては、仕入れ方法の改善ということで、施設での保管期間を極力短くするために、パンは配膳する前日に納品することとし、前日の納品が難しい場合には、仕入れ業者を通さずに直接調達する仕入れ方法に改善をいたしました。

なお、7番目、パンの製造事業者からも再発防止に向けた取組について報告を受けております。

1点目といたしましては、包装担当者に対し、作業中はゴム手袋を着用して作業を行っているが、作業中は小まめにアルコールによる手指の殺菌を行うとともに、製品以外のものに触れた際には必ずアルコールによる手指殺菌を徹底するよう改めて指導した。

2点目、別取り容器は、毎日洗浄殺菌と敷紙の交換を行っているが、今後も漏れがないように管理を徹底すること。

3点目は、朝礼と終礼時において、職員に対して、青カビがついたパンを提示した上で、今回の事故の内容を説明し、食品衛生に対する意識の高揚を図った、という報告を受けております。

なお、事故が発生した翌週、8月7日水曜日に事務局次長と教育支援課長により現地を確認し、指定管理者の指導を行ったところです。

幸い今回は体調不良には至らなかったものの、移動教室における安全な食の提供は基本的なものになりますので、今後も適切に実態を把握しながら、再発防止に向けて取り組んでいきたいと考えております。

御説明は以上になります。

○中央図書館長 それでは、報告3について御説明いたします。

平成30（2018）年度新宿区立図書館サービス計画の評価（案）についてでございます。

1、（1）の目的でございますが、図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正により、各年度の事業計画、運営状況の点検、評価及びこれらの公表などが規定されたことを踏まえてサービス計画の評価を行い、サービス向上につなげていくということでございます。

（2）の評価対象ですが、平成30年度のサービス計画でございます。

（3）の評価の方法でございますが、昨年度、評価の視点から①の基本方針、②の共通取組み事項、③の数値目標、④の事業管理サイクルからの分析に加え、⑤の評価基準による評価を行います。また、評価基準を文言整理いたしまして、4を一番高い評価としてございます。

裏面をごらんください。

（4）の評価の手順でございますが、各館の自己評価を中央図書館が点検、調整、評価し、調整の上、変えたものは欄外に「*」を記載しました。来年度からは、外部評価を検討しているところでございます。

(5) の評価結果ですが、別紙、サービス計画の評価（案）をごらんください。
今までに教育委員会においていただいた御意見を反映して作成いたしました。

1 ページをごらんください。

ただ今、御説明いたしました評価の考え方を記載してございます。

2 ページ、3 ページをごらんください。

2 ページに新宿区立図書館基本方針、3 ページに方針に対する評価を記載しております。

4 ページをごらんください。

全館共通取組み事項の一覧と、そのトピックスでございます。写真や参加者の声を掲載いたしました。全館取組み事項は2つございまして、1つは夏目漱石関連事業でございます。

もう1つは、11ページをごらんください。オリ・パラに関する事業でございます。オリ・パラは展示が中心ですけれども、1964年の東京オリンピックのDVDも探しているところなんですけれども、図書館で映写できるものが見つからないという状況がございますので、実施できていないところでございます。

18ページをごらんください。

数値目標の実績等と分析でございます。

19ページをごらんください。

貸出点数と来館者数ですが、西落合図書館が大幅に増えていますが、29年度の工事休館があったのが原因でございます。

また、角筈図書館が大幅に増えておりますが、新たにファッションに関する事業や自己啓発事業に取り組んだことということで、このような分析を記載してございます。

なお、図書資料、視聴覚資料を合わせて1点、2点と数えるので（点）としております。図書のみの場合は冊（点）としてございます。

22ページをごらんください。

事業管理サイクルを記載してございます。

23ページをごらんください。

各図書館のサービス計画の見方でございます。昨年より文字を大きくし、内容をわかりやすくいたしました。

24ページをごらんください。

この部分は、昨年度は別冊で総括資料でしたが、今年度はここに入れてございます。

一番上の中央・こども図書館の総括欄でございますが、6つの基本方針のうち、「Ⅲ区民

が集う図書館」と「IV子どもの成長を応援する図書館」に力を入れ取り組みましたが、実績が伸び悩んでいるので、内容の検討が必要であると考えてございます。

第五次子ども読書活動推進計画を策定する中で、他部署と連携し、充実したサービス展開を図っていく旨、記載してございます。

また、下から2つ目の「VI図書館環境の整備」欄でございますが、課題としては、身近な場所での貸し出しや返却のあり方等について、検討に至らなかったとした上で、良かったところとて、日本十進分類法の最新の10版への移行であるとか、毎日開館体制の整備について挙げまして、今後の毎日開館体制の効果の分析を課題としたところでございます。

25ページをごらんください。

一番上、地域図書館名の横に指定管理者の事業者名を記載してございます。

それから、34ページをごらんください。

次年度サービス計画の対応を記載してございます。

また、35ページ以降に、詳細な計画の評価点の2、適当以外の4、3、1の評価点のコメントや次年度の改善すべき点を記載しているところでございます。

56ページ、一番最後のページでございますが、レファレンスサービスに対する満足度のアンケート用紙を参考に掲載いたしました。

最初の資料の裏面にお戻りください。

2の今後の予定ですが、9月11日の常任委員会にお諮りし、9月末に公表する予定でございます。

報告は以上でございます。

○教育長 報告が終わりました。

それでは、順次、御意見、御質問をお伺いしたいと思います。

報告1について、御意見、御質問がある方はよろしくお願ひいたします。

○羽原委員 2の暴力行為のケースですが、加害者側は何でもなかったということですが、被害者のほうはどうだったのでしょうか。おさまったんですか。教育的には被害者のほうが問題になるわけで。

○教育指導課長 2番のケースについてですけれども、個別のことですので、なかなか詳細を申し上げるのは難しいところではありますが、加害生徒、それから被害生徒にも十分配慮されて、納得していただいている、解決と言える状況になっているという報告を受けております。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問等ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 よろしければ、報告1については質疑を終了いたします。

次に、報告2について、御意見、御質問がある方はお願いいたします。

○羽原委員 山崎製パンという名前が出たけれども、これは学校や先生が悪いとか、あるいは女神湖高原学園の指定管理者が悪いとかではなくて、なぜこういうときに、資料上、製造業者の名を伏せるのかなと思うんですね。

例えば南海鉄道の台車にひびが入っていたというのは、南海電鉄の名は出るけれども、日本製鉄、つまりつくったところの名前は出ない。つまり、事業者の責任とは別に製造責任があるわけで、このパンのケースも、問題は、そういう作り方をした者が悪いということでしょう。なぜ名前を出さないで擁護するのか。しかも相手は大手で、その影響は大きいでしょう。ゴム手袋をして、いくらラインが止まってパンを溜めたといったって、手に触れない状態であればこういうことにはならないのでね。こういうレポートなり説明なりというのは、ちょっと腑に落ちないなと思うんですね。

そのところは、どこに責任があるかということを確認して、この前の明治の牛乳と同じですよ。こういうときに、製造元の責任を問わないと、本当に改善されたのかどうか、大手だから余計わからないでしょう、というのが僕の印象です。

○今野委員 続けて同じようなことでいいですか。

私も同じような気持ちでして、75個って結構な数ですよ。いろいろ事情はあったんでしょうけれども。それで今のお話とかかわるんですけども、指導したという話はあるけれども、これは嚴重注意とか、何かそういった処分といたしまししょうか、そういうことを言ってもいいんじゃないかと思うんですけども。先ほど次長が現地に行って指導したというお話はありましたが、どこかに正式に嚴重注意を申し入れたとか、そういうのはなくてもいいんでしょうか。そこがちょっと気になりました。

○教育支援課長 まず、製造事業者名につきましては、こちらは非公表にするつもりは全くございません。これまでも保護者に対して御説明をさせていただいているところです。

ただ、新宿区とそのパンの製造事業者が直接契約をしているわけではなくて、仕入れ業者を通じて施設に納入されたというところがありますので、そのところについて、直接的な指導を新宿区が行うという点については、慎重に取り扱わなければならないのかなという考

えは、持っているところです。

なお、指定管理事業者から、地元の保健所に報告はさせていただきました。保健所からは、食中毒ではないので報告義務はないというような反応だったんですけれども、ただ、そうはいいましても、再発防止に向けては、やはり保健所のほうにもしっかり認識してもらいたいという新宿区の意向も伝えてもらいまして、そこは指定管理事業者のほうから保健所に御報告させていただくとともに、新宿区の保健所のほうにも報告をさせていただきました。

以上です。

○羽原委員 今回の説明で納得できないのは、教育委員会は子どもたちの健康を守ることが責務ですよ。契約がないからということとは別の問題ですよ。

だって、それは山崎製パンのパンであると、もう特定されているわけでしょう。もしこれに気付かずに食べてしまって、下痢が出るとか、そういう事態を想定したら、そんな業者を直接関係ないという、その姿勢は行政としておかしくないですかね。

僕は、やはりきちんとした意思表示をしなければいけないと思うし、教育委員会は被害者でしょう。子どもたちの健康を代行しなきゃいけないでしょう。その正義感が乏しいんじゃないかと思いますね。

契約云々というけれども、そういう条例やら法令的なことではないでしょう、この問題の本質は。これは姿勢の問題でしょう。僕は、こういうことはきちんとすべきだと思うし、この資料を見て、何で我々にもっと早い時点で報告しないのかなと思いましたよ。直接の契約がないから製パン業者の名前を書かないというのは、どうなのかなと。非常に不可解ですね。

僕はもっと、子どもの健康という一番近接した問題に対しては、びしっとすると。教育委員会の立場としては、擁護するような、そんなのは説明にならないように思いますけれどもね。

○教育支援課長 このたび、山崎製パンから8月26日付で教育長宛てに報告書をいただきまして、8月30日付で収受をさせていただいています。この内容を踏まえまして、山崎製パンへの対応については、今後検討していきたいと思っております。

○次長 ただいま羽原委員からいただいた御意見、ごもっともだということで受けとめさせていただきます。報告書が8月末に上がってまいりましたので、この件につきましては、次長名でしっかりと事業者にご文書でお送りをし、今後の改善についてしっかり取り組むように厳重に注意をしたいというふうに考えてございます。

また、製造者の名前につきましては、先ほど課長が申し上げましたとおり、特に隠し立て

する意図は全くございません。今までの通例に従ってそのような形をとってまいりまして、それ自体が悪いという御指摘もいただいておりますけれども、今回、報告もきちんと正式にいただいておりますので、事業者名も表記をすることで対応していきたいと考えてございます。

○羽原委員 これは一課長の問題ではなくて、このプロセスを皆さん知っているわけだから、教育委員会事務局全体として、もうちょっときちんとすべきですよ。子どもたちの健康に関わる問題を、その程度の受け止め方でいいんだろうかということです。

以前の明治の牛乳の件、あれも多少もたついたらけれども、あのくらいまできちんと追及して健康を守るという姿勢で、もうちょっと、しゃきっとしていただきたいですね。

これは直接口に入るんですよ。そういうものを中途半端な、この程度のことでやっちゃいかんと思いますよ。行政というのは、守る立場にあるんですよ。責める立場じゃないけれども、守る立場は強くなきゃいかん。母親が強いというのは、子どもを守ろうとする姿勢があるから強いんですよ。紙にまとめておけばよかろうみたいな、そういう姿勢で取り組んでほしくないですね。僕はこれは一課長に言っているのではなくて、責任者として共有をしていただきたい。

以上です。

○教育長 わかりました。

山崎製パンからの報告書については、きちんと社判をつけて持って来るよう伝えます。

また、製造工程でもずっとゴム手袋をして作業をする、それが山崎製パンのやり方としてマニュアル化されているようですが、違うものを触ったならば、その都度消毒をするようにということも申し入れています。いずれにいたしましても、今後はきちんと対応してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○羽原委員 確認ですけれども、こういう案件やら報告が来たら、教育委員会事務局の幹部たちが、これをもとに論議するわけでしょう。そのときに、この程度でいいという判断だったんでしょうかね。

もっとシビアに物事を考えないと。これは健康の問題ですよ。直接、口に入るようなものについてのガードがしっかりしていない。僕はこれを読んだときから不快ですよ。今後、こういう問題、特に給食などに伴う問題は、もうちょっとシビアにやっていただきたい。

○次長 ただ今、羽原委員からお叱りをいただきましたとおり、緩んでいる部分があったと私も反省をしております。

特に安全といった点では、食のことだけではなくて、ほかの点も含めて、今後しっかりと対応してまいりたいと考えてございます。このようなことをできる限り起こさせない、そして、万が一起きてしまった場合には、迅速に対応するだけでなく、相手の事業者がきちんと改善を図るところまで含めて、対応してまいりたいと考えてございます。私のところでしっかりと、そのあたりの旗を振らせていただきまして、対応してまいりたいと考えてございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

それでは、続きまして報告3について、御意見、御質問があればお願いいたします。

○菊田委員 先ほど御説明のあった21ページの子どもへの貸出冊数について、角筈図書館がすぐ達成率が伸びたという点について、もう少し詳しく教えてください。

○中央図書館長 角筈図書館は、出張お話し会を初め、イベントを頻繁に行っております。また、近隣の園に行き、事業を展開しているということもございまして、子どもへの貸出冊数が伸びているところでございます。

○菊田委員 つまり、西新宿小学校の子どもたちがいっぱい借りた、あるいは西新宿子ども園の子どもたちがいっぱい借りたということですか。

○中央図書館長 はい、そうです。

○菊田委員 わかりました。ありがとうございます。

○今野委員 細かな言葉遣いなので、どうしようかと思っていたんですけども、例えば1ページ一番上の大きな項目のタイトルについて、「サービス計画の評価の考え方」とありますけれども、計画を評価するわけではなくて、この計画において行われた実績の評価なんですよね。また、タイトルとは別の説明文のところでも、例えば大きなIの1のところ、「この趣旨を踏まえて平成30年度のサービス計画の評価を行い」と書いてあるんですけども、計画の評価を行っているわけではないですよ。計画に伴う実績の評価だということ、分かるように記載しておいたほうがいいんじゃないかと思いました。

同じようなことで、3ページ一番上のところでも「基本方針に対する評価」とあるんですけども、このタイトルでは方針そのものを評価するように読めます。しかし、内容としては、その方針とされた項目で、どの程度事業が行われたかということが書かれているんですよ。ですので、評価自体でもないですし、それぞれの方針に対してどのようなことが実施されたかがまとめ的に書かれている。あとは個別の資料に詳しく書いてあるんだろうとは思いますが、タイトルがちょっと変だなと思います。

○中央図書館長 ご指摘の箇所につきましては、文言を修正させていただきたいと考えてございます。

○羽原委員 評価の目的ではなくて、例えば、評価の狙いではないですか。

○教育長 こういう計画をつくって評価をして、どこにつなげるのか。どういう活用をして、どういうふうに生かされていくかということをもっと明確にしたほうがいいのではないか、というお話ですね。

○羽原委員 計画の目的なのであって、評価が目的ではおかしいんじゃないかという趣旨です。印象として述べただけですから、無理に修正せよとは言いませんけれども。

○次長 ただいまの御指摘を踏まえまして、そういった趣旨で、少し文言を整理させていただきたいと思います。各委員には、適宜、修正箇所について御連絡を差し上げて、御確認をいただいた上で、最終的に計画の中に落とし込んでいきたいと考えてございます。そういった手法でよろしければ、作業を進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問等ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 よろしいでしょうか。

よろしければ、報告3について質疑を終了させていただきます。

◆ 報告4 その他

○教育長 次に、報告4、その他ですけれども、事務局から報告事項はありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 ありがとうございます。

◎ 閉 会

○教育長 それでは、以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会といたします。
ありがとうございました。

午後 3時05分閉会